

第4回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月27日(金) 午前9時24分から午前10時58分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 森川 真由美 4番 三輪 篤志 5番 黒木 照男
6番 山口 安彦 7番 河野 通廣 8番 増崎 公敬 9番 黒木 博
10番 黒木 満 12番 江藤 芳浩 13番 黒木 直子 14番 河野 良一
15番 塩月 傳三 16番 江藤 美智也
4. 欠席委員 3番 丸小野 美佐子
5. 議事日程
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 諸報告
 - (5) 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
6. その他
 - あっせんの申出について
 - あっせん委員の指名について
 - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
 - 農地パトロール報告(4班)
7. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 河野 浩二
 - 事務局長補佐 辰野 藤徳
 - 農政係長 吉川 理恵
8. 会議の概要

1. 開会	ご起立ください。
○局長	ただ今から、第4回定例農業委員会総会を開会いたします。 一同礼。
○議長	改めましておはようございます。 第4回の定例総会ということですが、本日は3番委員が欠席届が出ておりますけれども他の皆さん方には出席ということで、また、本日は午後からはJA尾鈴の総代会というようなことで予定が組んでありますので、そういうことで審議のほうをしていただきたいというふうに思っております。4月に入りましていきなり夏が来たようなかんじの日が続いておりまして、それぞれハウス農家の皆さん方、他の皆さん方、大変苦慮されているんじゃないかな、いうふうに思っておりますけれども、本日は議案に対しまして慎重に審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。
2. 議事録署名委員の指名	それでは、「議事録署名委員の指名」を行います。 都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただきます。
○議長	(異議なし) 異議なしということで、本日の議事録署名委員を6番委員と7番委員にお願いいたします。 なお、本日の書記は事務局の辰野補佐と吉川係長の両職員をお願いいたします。
3. 会期の決定	次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ございませんか。
○議長	(異議なし) 異議なしということで、会期は本日1日限りと決定いたします。
4. 諸報告	それでは「諸報告」を行います。
○議長	(省略) 以上で「諸報告」を終わります。
5. 議事	それでは、「議事」に入ります。
○議長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第3条の規定による許可申請の許可を求めます。ということで挙がっております。 なお、この案件は関連がありまして、27～35ページまでと前回保留と

しましたあっせんも含めてというようなことで上程いたします。
じゃ、事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1(受付番号10)の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【経営状況】労働力：6人 経営面積：0㎡ 家畜：豚7,000頭

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外1筆 地目：田畑

総面積：2,921㎡(田：1,720㎡/畑：1,201㎡)

※農業経営計画書添付

続きまして27ページをご覧ください。

※あっせんの申出書を局長が朗読。

◎【申請者】出し手：■■■■■

受け手：■■■■■

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：牧場・田 外6筆

総面積：76,832㎡

【移動区分】売買

◎【申請者】出し手：■■■■■

受け手：■■■■■

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑・牧場 外3筆

総面積：36,236㎡

【移動区分】売買

※農業経営計画書添付

31～34ページまで第3回の総会の時に質問等のありましたものについて回答いただいておりますので読み上げます。

(省略)

○議長

はい。事務局から説明が終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○9番委員

3条のほうから説明します。

3条のほうは通作距離が3kmで所要時間10分。農機具のほうはトラクター、その他そろっております。あっせんの部分がでてくれば下限面積ができるのでなんら、問題ではないかと思われまして以上です。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願い

○事務局

たします。

あっせんの後半のほうになるのですが、資料が31, 32のほうですね。これは局長のほうの説明しましたとおり、前回総会でですね、挙がって、質問等でですね、当日、返答ができない部分を、後日、本人たちに保留を説明いたしまして、その後、回答を得た部分です。31ページ以降は詳しく書いておまして、3条のほうも若干、あの前回と変わっております。内容はですね。ただ、申請地等についてはですね、大きく変化はありません。関係する防疫対策、主にですね。それと、まあ、今後の土地利用計画等をやっぱり聞いておかないといけないかな、と、思って、中の質問事項に入れております。

それと、中にも書いてあるのですが資金についてもですね、自己資金で対応されるということでですね。これにはもう具体的には■■■と書いてありますが、こちらについても残高証明がついておまして資金は、問題ないのかな、と、思っております。

あと3条のですね、売買、賃貸借を含めてなんですけど、許可のですね。要件としますか。逆にですね。3条の場合は農地法第3条第2項の各号において、許可することができない場合というのがあります。再確認の意味で整理しますと、全部効率利用の要件ということで、全部効率的に利用されるかどうか、ということが一つです。

それと、次が農地所有適格法人要件ということで、農地所有適格法人じゃないと、当然、農地は買えないと。通常の株式会社でも農地は耕作はできるんですけど、この場合は条件付きで賃貸借とかですね。解除条件付きの貸借になるかと思われま。

それと農作業常時従事要件ということで購入される方はちゃんと農業をするという目的でですね、それなりの農作業の従事日数があるということです。原則150日以上ですけど、今回の場合は農地所有適格法人の要件を満たしておまして、ようするに、会社、畜産業含めて農業する会社ですので問題ないかな、と、考えております。

それと、前回からでております下限面積要件ということで農地取得にあたっては5反以上という、その面積についてはクリアしてるかな、と思われま。

それと、あとですね。地域との調和要件ということで、これの判断が難しいところがあるかと思うんですけど、それについてはですね。耕作等の内容、位置、及び規模から見て農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないかどうか判断して下さい。ということで、文書には書いておりますけど、その具体的な内容、といったものがですね。支障があるかということなのですが。書いてある処理基準といたしましてはですね。すでに集落営農とかですね。経営体によって農地が面的にまとまった形で利用されている地域でその利用を分断するような権利取得ですね。そういったものについては支障がありますよ、ということです。

それと2番目に書いてあるのが地域の農業者が一体になって水利調整を行っているような地域でこの水利調整に参加しない営農が行われることによ

て他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得については認められませんよ、ということです。

3番目に書いてありますのが無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で農薬使用による栽培が行われることにより地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上、困難になるような権利取得については支障があります、ということです。

4番目は集落が一体となって特定の品目を生産している地域でその品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずる恐れのある権利取得。これも農地の取得に対して支障が生ずる恐れがあると認められる場合に記載されております

5番目に書いてあるのは賃料のことなので、この件に関しては問題ないかなと思っております。以上、補足になります。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

○4番委員

一つだけ。

ちょっと、分かりにくいところがあるのだけど、お聞きしますが。

このローテーションですよ。5か月経った母豚候補を12頭。この2か所の買うあっせんの買う予定に4頭ずつ、8頭ずつ入れますわ。いうことですよ。そして畜舎に飼いながらローテーションで1週間ごとずっとこうローテーションとか書いてあるのだけど、やるのは分かるんですが、これ期間ですよ。1か月なのか2か月なのか、こん文面では3か月目に自社の育成豚に戻すとかこう書いているものだから、実質2か月ぐらいこれやりながら途中畜舎に戻すという意味ですかね。この。

○事務局

すみません。31ページを見るとですね。あの、まず31ページの1番上から2番目の2ですね。これは購入後、1か月自社農場で育成豚舎で飼育する。その後、血液検査及び疾病検査を行い2か月目から移動させるというふうに書いてあるのですが、その後4番のところで放牧の期間は1か月で3か月目に戻すと。いうふうな形になるかと思えます。

○4番委員

じゃ、1か月は購入したら牛舎に1か月養ってそれから血液検査して、1か月ローテーションしてかけるという意味やね。

○事務局

そうですね。

○4番委員

それでいっちな。

○局長

1番に書いてありますように1か月飼って、購入して1か月は、あの、自社農場で1か月置いてて。

○4番委員

それで、自社農場というのはこのあっせんの畜舎で書いてあるところですかね。

- 局長 いや、違うと思います。
- 4番委員 別な場所ですな。
- 局長 今ある豚舎の。
- 4番委員 別なとこの。今の豚舎のところですな。
- 局長 2か月目にその購入する牛舎のところに持って行って1か月間ローテー、1週間ずつローテーションで放牧するという形で3か月目にはまた自社農場のほうに。
- 4番委員 そして1日に2時間程度。
- 局長 はい。
- 4番委員 畑に放すと。という話やね。
- 局長 はい。
- 4番委員 はい。分かりました。なんか、こう分かったような分からないようなところがあるなあと。分かりました。他の私の個人的な意見をです。この地区の会合にも説明があつてあるし、まあ、いいのかなあと思うし。それからえらい1頭あたりすると反別5、6反以上あるかいですよね。我が家の猪の被害というかんじぐらいのかんじがするもんですから。分かりました。どうもありがとうございました。
- 6番委員 今後の計画の中で、30ページですけれども、計画3年後肉豚7,000頭のところを7,500に増やすように。500頭の増頭が考えてあるのですけれども、たぶん今でた自社農場、本社のほうの豚舎では入りきらないので、たぶんこのどちらからの牛舎を豚舎として利用しての増頭ではないかと思われます。そこでこの前問題なっていた下流の人たちの許可とか承認というものの必要性というのが生じてくるのではないかなあ、と、500頭のこの意味合いを説明する必要があるのではないかなと思われます。
- 議長 事務局、これは経営計画改善。
- 事務局 これ、あの、農業経営計画書のほうで7,000から7,500、計画3年後。その部分ですな。
- 6番委員 はい。

- 事務局 私話を聞いたのとですね。あの、以前、3月の農地委員会で話を聞いた時の、からするとですね。やっぱ。連産性と言うんですかね。足腰強化によって、その母豚が強くなって今までよりも数を多く子供を産む回数が増えるということで説明を受けましたので、それによって500頭増える計画なのかな、と思っていますけど。すみません。詳しくは。
- 議長 さっき6番委員のは、その増える分をどこで。
- 局長 これは出荷の頭数ですので、1年間で毎月出荷だとは思いますが、合計で出荷する豚数が7,000～7,500頭。年間でですね、出荷するので畜舎に7,000頭おるわけじゃなくて、出荷豚数が7,000～7,500頭になるということです。
- 議長 当然、空いてくる豚舎があるからそこで既存の豚舎で対応できるという意味合いで。
- 6番委員 こん前から問題になっていた下流の人たちの苦情が出た時のことを考えた時にどうかなあと。
- 4番委員 だから、その地区の人たちのこれ説明4回やっておるちゅう話がありますわね。同意が取れてあればいいんかなあと。地区の人は、近所の隣近所の下流やら田畑をお持ちでしょうから。その方々のOKが取ればですね。1番問題なところでそこがクリアできんともう本当できませんからね。地区の人たちはね。だからそれができるとちゅうことで私は理解していれば、まあ、いいのかなと思ったりもするし。したところですが。
- 16番委員 地権者に個別に説明済みとありますが、同意ありました。とは書いてないからなんか難しいですね。ここ。
説明はしたけど同意は得てない。
- 4番委員 この31、33は同意済みで書いてある。
- 16番委員 この説明済みで。
- 4番委員 こっちの残っているのと文面があわんということね。
こっちはみんな同意済みで書いてあるよ。
- 事務局 31と33にはですね。同意済みと確かに書いてあります。これはですね。1回提出してもらったあとにですね。まあ、説明を行ったけど同意まで取って下さいね、ということで1回文書返しました。して、そこを取ったら出して下さい、というふうに言ってですね。まあ、それを説明して同意取れました、ということで持ってきましたので、それで受け取ったような次第になります。

- 4番委員 そしたら、まあ、同意はしてあるちゅうとで受けていいわけじゃね。こっちは。
- 事務局 私ははい。同意をしたから持ってきたということですね。
- 4番委員 1番問題はそこだろうと思いますので。
- 15番委員 近くのもんだけじゃわ。
- 4番委員 まあ、近くのもんだけじゃけどな。
- 15番委員 下流は全然説明はあってもだめだもん。
- 4番委員 そっでん、近くのもんが同意せんけりゃあ、なんはだめやし。
- 15番委員 何軒かしかないけど。
- 議長 他にはありませんか。
- 2番委員 すみません。ちょっと確認していいですか。
あの、許可することのできない場合の、さっき挙げられた中で水利調整に参加できない場合でこと、挙げられましたよね。で、この場、購入する土地が田も含まれてるんですけども、一応飼料作を作るということでイタリアンとソルゴーを挙げていらっしゃるのでWCSとか関係してこないとは思うんですけども、そういう点は■■さん自身はその水路の管理、調整に際しては地域の人とも確認、そういう、あの、されてるのでしょうか。大丈夫。
- 事務局 まあ、今回田も挙がってるんですけど、その田の場所はもう1面というかですね。1カ所にまとまって、それが元々■■さんのものなので特にそこまでは、すみません。私もそこまで考えてなかったの。
- 2番委員 すみません。私、ちょっと水路事情というのが私も■■地区は理解できてないので。すみません。ちょっと確認できました。はい。ありがとうございます。
- 8番委員 あの、先ほどでました500頭の増頭分ですよ。これについてはですね。私の推測で考えますと、いろいろ話をされてるといのは、これはあくまでも放牧のことについての地域の人に話してあるというような気がするんですよ。で、もし、500頭あそこで畜舎をつくってやると言うた場合にはまた別途協議が必要になってくるんじゃないかなと思うんですよ。これはそれ以外のことで一応認めてここに500頭の畜舎を建てるとか、1,000頭畜舎を造るということになれば、また別途なんか話がないとこの人たちも絶対納得されないとしますよ。私はそんなふうに理解しますけどね。ここで話されている内容といのはあくまでも放牧■■養豚としてそうすることに

よってのこの理解だと思っんです。で、これを今度500頭増やしましたよ。って、農委の許可取ってるからポンと建てていいよっていうことになった時にはこの人たちの中には反対する人が出てくる可能性はあるんじゃないかな、と。だから、どういふとこまで話がむこうにされてるかちゅうのを僕がわからんけどもなんかそのへんのなんかつけちよく必要があるんじゃないかなという気はあります。これは私の推測ですけどね。

○議長 この文面からしますとあくまでも放牧に対する文面ですので。まあ500頭は既存の豚舎で対応できるということになれば。

○8番委員 それは問題ないです。ただし、できなくてあそこに500頭の豚舎を建てるとか造るとした場合にはなんか協議が必要にならないのかな、という気がするんですけど。

○議長 まあ、そりゃ当然必要でしょうけど、これにはそれは書いてない。

○8番委員 うん。じゃかい、今後のことについてなんか一つちょっと含みを持っておったほうがいいのかな、という気がしたもんですから今話ただけでございます。

○議長 はい。事務局何かありますか。

○事務局 あの、畜産をされるということでやっぱりもう心配、私たちもこうしてるんですけど、皆さんと同じ気持ちなんですけど、この畜産についてはですね、畜産の環境規制というのが別にこうありまして、畜産に関する環境規制の中では環境基本法の中で水質汚濁防止法、悪臭防止法、廃棄物処理法等が中にあります。それで、あの水質汚濁防止法なんですけど、畜産についてはですね。これ、途中で改正になったと思っんですけど、総面積500㎡以上の豚房で書いてあるんですけど、豚舎のことなのかな、と思っんですけど。そちらについては県、または市町村に届出が必要ということです。県、おそらく保健所になるかと思われます。豚の場合は50㎡ですね。牛の場合は200㎡。馬の場合は500㎡、ということで定められておりまして、それで、あの排水のですね。水質汚濁防止法については排水1日あたり、50㎡ですね。そちらを出すときは健康項目と生活環境項目という2つの基準を満たさないといけないということです。ただ、今回の放牧についてはですね。仮に50㎡以上、豚の豚舎がある、使う場合でも健康項目のほうのですね。検査はしないといけないと、いうことですね。その中で、畜産農業については、一般排水基準、100mg、10あたりの遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として31年6月末までは暫定排水基準。600mg、10あたり。それが現在の基準になっております。31年6月、7月以降についてはさらにたぶん厳しくなるということでですね。排水規制のですね。改正というか、この水質汚濁防止法の改正ですね。それで排水の測定記録保存が義務付けられています。いうことですね、そちらのほうの規制も新たに加わったのかな、と思っっております。

○議長

よろしいですか。

○14番委員

先ほどからずっと前回農地委員会の時に、私が発言すればよかったんですけど、あくまでも今議論されているのは推測の中で議論されていると思うんですよ。で、私が言いたいのは今後の問題ですけど、この既存の豚舎がですね。何頭まで飼育できるのかということを確認を取っておく必要があるんじゃないかな、と思うんですけど。そこへんのとこをはっきりしておいてほしいな、と思ってるんですけど。

○議長

そこはまた確認を。書いてないでしょ。既存の豚舎の。

○事務局

すみません。この時点で何頭入ってるとか、最大何頭こうできるていうのはわからないんですけど。今持ってる資料ではですね。ただこの7,000頭だしてるのはですね。出荷頭数としては例えば4月は664頭。5月548頭とか。そういうふうに出して行って最終的に7,000頭になると。出荷頭数は。現在その中に何頭いるていうのはですね。今の資料でちょっと今わからないんですけど、ちょっと連絡して聞くか。

○4番委員

あの結局今の既存の、この議案以外の既存の養豚のしこり状の問題で今皆さんこうやりよりやるごつあるけど。結局、法律がいろんなのあって今、我々の人糞の処理施設も1月1ヵ月かな。2ヵ月。検査がありますよね。あれ、クリアしてるかどうか確認しちよってもらうと事務局が。それができるとのは別に問題ないと思うんですわな。

○事務局

今の排水施設に。

○4番委員

そう。糞尿処理施設がですね。基準はほら1ℓあたり600mg以下とかね。もういろいろ基準がいろいろあって、あれ人糞のも検査来ますわ。公社が。だかいそういう保健、あれ、豚の場合はどこが検査するとかわからんけど。そこへんが既存をクリアしとるかどうか確認しとくと、そこんこは確認してくれという話じゃないですか。それがないともう本当にまた皆さんの意見があるようにいろいろあれします。

ただ大雨やらんなった時は、まあそら別なもので災害のほうになるからですよ。通常基準があるかどうかだけ事務局のほうで確認しちよって、クリアしとられるかどうか。そこのとこだけですね。僕がいえば。

○11番委員

豚舎が増設になるというときはですよ。なんかそれになるための要件とかは当然あるわけですわね。これの文面ていうか、表紙を見ると、32ページの左下。34ページの左下で現在■■さんと■■さんの牛舎がある分を豚舎として使用します、ということで書いてあるからですね。これは牛舎を豚舎にするということであればなんか規制に係るかどうか、ちょっとどうかと思ってるですね。

- 7番委員 頭数があるでしょう。
- 4番委員 細かいとこ言えばですね。だから、ここの文面で33ページの家畜排せつ物関連とか伝染病予防とかその基準には該当しないで書いちゃっからあれ、と思ったりしたっちゃけどただその僕らが今総合的にいろいろしちよるのもう今まであの下流の例えば水流、水使ってる田植えたりなんかしちよるもんかいすればいろいろこう流れてくるというのが非常に心配なもんだからそこんところを気にするわけです。
と、今のやつでいけばこれ12頭の話で、じゃからもう量としては少ないと思うとですよ。
- 11番委員 問題ないと。
- 4番委員 問題ほぼないと思いますけどね。ただこの7,000頭の。
- 議長 それは別やかい。
- 4番委員 別な話やから。その別なところの糞尿処理施設が合格しているかどうかというのがちょっと僕らも疑問じゃし、どうなのかなという話、今。と思って受け取ったっちゃけど。
- 11番委員 その牛舎は豚舎にしますよということで取得したということで、ああ、これはもう豚舎ですよ。で済まされたらいかんがなあと思って。
- 4番委員 そら、そうですよね。
- 11番委員 だから、こうやって書いてあっても豚舎で使うということであればなんかこう規制が係ったりなんかクリアしたりなんかじゃの豚舎ちゅうこつであればいっちゃんがなと思って。
- 4番委員 ですわね。
- 議長 じゃからですよ。33ページのほうにもありますけど、左上の一番上。それと、33ページの糞尿処理方法書いてありますので、これなのかな、とも思えるんですけども。
- 4番委員 まあ、問題は。これでやるからねえと思って。
- 事務局 まあ、先ほど言いましたその畜舎や堆肥舎等を建てる場合の届出としては豚、豚房施設ですかね。それが50㎡以上。あの、家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律では豚が100頭以上。
- 4番委員 基準はなあ。

- 事務局 その他管理衛生、使用衛生管理基準というのが、口蹄疫後に作られたのがありましてそちらについても、別に豚、猪編ていうのがあってですね。こういう別のほうをまた満たしてもらおうということにはなろうかと思えます。豚の場合はその50㎡なんですけど、どっか書いてあったんですけど目安としては65頭以上が目安になるのかなということですね。
- 4番委員 書いちゃったね。ここにね。
- 11番委員 65頭数入れんよとか、ということでクリアできればいっちな。
- 4番委員 うん。
- 議長 その65頭の頭数にこれはならんです。
- 11番委員 うん。それがクリアできれば。
- 4番委員 それとさっき僕が言ったようにあの人糞の尿のように人間の保健所から、衛生公社やらから検査来ますわ。ねえ、今ね。処理施設。その養豚場の糞尿処理施設はそういう検査はかぶつちよらんとやろか。ねっちょろか。
- 事務局 それがですね。
- 4番委員 あるとね。
- 事務局 たぶん養豚場ですね。特定施設でなると思うんですけど1年に1回以上の測定とその記録保存ていうのをたぶんしないとイケないと思えます。
- 4番委員 それ書いちゃう。
- 事務局 はい。
- 4番委員 ほんなら1年に1回はあるわけじゃ。
今のところ大きい問題になつちよらんということで理解していいかどうかは、話になるわね。まあ、あんまり大きな問題にはなっていないということ。
- 15番委員 なつちよつとよ。おつげへんが。
- 4番委員 じゃかい、そんげ言いやるから言いよるわけよ。
- 議長 まあ、その話もあつてしょうけどこれはあくまでもこの今度の放牧場のことということでお願いしたいわけですけども。
- 4番委員 まあ、放牧。

- 6番委員 あっせん等々もやることはやぶさかではないんですけども、先に確認すべきところはしっかり確認して想像で許可するわけにはいかんと思うんですけど、先ほどから11番委員のほうからも出ましたけども私も言おうと思ってたんですけど、牛舎は豚舎として利用になりますから、これで許可すればここに持ってきたやつ以外のやつもここで育てようという話になった時です。許可取っちゃちょっとやからいいじゃねえか。ここで50頭以上、60頭以上やることも可能ですからその時にものを言えるような体制というのを条件の中に入れておいたほうがいいんじゃないかな。ですから、豚舎を利用するけれども何頭までなのか。というところをしっかりと抑えさせちゃかにか、後でどうこうならんことになるんやないかなあと。
- 議長 全部そこへんはこの育成豚ですかね。これが8頭と4頭やったですかね。
- 事務局 そうですね。
- 議長 うん。これに限定と。
- 6番委員 そうそう。そんげすればいい。限定とすればね。
- 8番委員 今のような問題がでてくると、なんかつけちゃかないともうやりっぱなしやられる可能性がある。それは抑えちゃかにかにかん。この計画のみで認めるちゅうこつ。これ以外はダメ。
- 議長 頭数が増えた場合はまたこの規制に係るということですね。
- 事務局 そうですね。この別の法律にかかる頭数とか面積とかになってきたらそれは当然もう会社ですのでしっかりやらにかにかんということこれはもう間違いないことなので。
- 6番委員 そこの確認さえとっておけば問題ないと思います。
- 議長 いろいろ意見でましたけれどもあくまでも頭数に関してはこれに記載されておる頭数と、ということで私たちは理解をしたいわけですけども、あと、又変更とかそこへんが出てきた場合はその都度協議をすとかなんか文面を作ってもらおうと。
- 8番委員 まあ、そういうことですね。
- 議長 あくまでもこの頭数で今回挙がってきたわけですから。
- 12番委員 じゃから、ここに1つ項目を一時的に、一時的な豚舎とかいうふうな形の中で書き添えてもらっていただければいいじゃないですか。
- 議長 もう、育成豚の利用のみ。

○12番委員

一時的にそこに場所にと。文言でも。

○8番委員

この計画のみ。

○9番委員

あの5年後、10年後のこれにも書いてありますが、あのですね。経営の健全化が進んでいけばその、豚を養っていききたい許可申請を受けて養っていききたいということがここに書いてありますので、そういう場合にはまた許可を取ってからやるんじゃないかと思うわけですが。

昨日、おととい、昨日やったかな。■■さんのほうと話し合ったわけですがこの計画書どおりにいきます、ということをしかりと言われたわけです。

○議長

34ページに記載されておりますが、まあいろいろ観光牧場等とかになったときは事前に関係機関との協議ということが記載されておりますので、そこへんはこれをないがしろにはできませんので、この文面が生きてくるかな、というふうに思います。

いろいろ意見出ましたけれども他にはありませんか。

無いようでしたら採決したいわけですがけれども、あっせんの方が成立しませんと3条の1号に入れないわけですが、あっせんをして3条の許可についての、ということで進めていきたいわけですがよろしいですか。

いろいろでた意見は当然事務局から本人には伝えてもらうわけですが。

それではあっせん議案第1号の採決ということに入ってよろしいですか。

(はい。)

○議長

この件のあっせんは前回に担当委員も決まっておったわけですがけれども9番委員と6番委員ということになります。が、これが成立しませんと議案第1号の許可にはならないわけですので、成立後の1号議案の許可ということになるかと思いますがよろしいですか。

それではあっせんの成立後に議案第1号の許可ということで採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(過半数挙手)

多数と認め許可といたしますが、ただし、ということになりますので成立してからということになります。

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。

では、整理番号1(受付番号8)からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：586 m²

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅 83.03 m²

○議長

事務局から終わりました。では担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

■■■さんはですね。■■■の方で■■■さんは孫にあたります。そういうことで贈与ということになったわけでございまして現在今■■■市の■■■に住んでおられますが許可が下りればこちらに家を建てて住みたいということでございます。そういうことでございますのでよろしくをお願いいたします。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地につきましては、都市計画区域内、区画整理区域内の準工業地域になります。本人の申請からですね、関係書類、資金面等、十分要件を満たしておりますので適当であると理解しております。ご審議をお願いいたします。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

では、整理番号2（受付番号9）をお願いいたします。

○局長

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：606 m²

【転用目的】農家住宅

【施設概要】住宅 115.51 m²

○議長

はい。事務局から終わりました。では担当委員からの説明をお願いいたします。

○6番委員

この方は■■■■とありますが■■■の■■■の方です。そして転用目的が農家住宅となって■■■■で農家住宅おかしいなと思われまじけれども、実家のこの■■■■さんがお父さんで休みの時には農業の手伝いをするということで農家住宅でおかしくはないのではないのかな、と思っております。この家の着工は31年の1月に着工しまして5月に出来上がる予定だそうですのでよろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長

はい。担当委員からが終わりましたけれども事務局補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。ただいま6番委員のほうから説明があったとおりなんですけど、場所については■■■のほうになります。第1種農地になりますが、周辺がですね。住宅に囲まれておりまして集落接続に該当いたしまして第1種農地のですね。原則許可できない地域の例外規定として許可が出せる場所かな、と思っております。

11ページのほうにですね。農家住宅ということですね。現在土地の使われ方についてはですね。畑ですね。一部、農業用倉庫とですね。右側にあの四角いびつな形をしたのがあるんですけど、これは千切りのですね。作業で使っているものでして、現在許可不要転用届という形でですね。農業に使っている施設になっております。この場所を家が建ったあとにまた別の場所に移すということになっております。

関係書類等は全て揃っておりますので適当であると思っております。ご審議をお願いいたします。

○議長

はい。事務局からの補足が終わりましたけれども農家住宅というようなことで500m²を超えておるといようなことなんですけども意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認いたします。

以上、議案第2号は全件承認いたします。

それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて

別紙のとおり農地法第5条の規定による許可の取り消しの承認を求めます。
ということで挙がっております。

○局長

※整理番号5の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 面積：2,315㎡

【転用目的】倉庫及び資材置場

○議長

はい。事務局から終わりましたが、担当委員からの説明をお願いいたします。

○15番委員

これは聞いてないとですよ。

○議長

じゃ、事務局。

○事務局

13ページですね。取消につきまして説明いたします。

平成28年5月11日に■■■■さんが倉庫と資材置場として5条申請をされたところなんですけど、こちらご本人さんがですね。もう事業を廃業する予定でですね。すでに建物は壊している状態です。本人もですね。体が悪くなったということで近くの方に農地を貸してですね。農業をしてもらいたいということで農地として利用できる状況になっております。

使用貸借というのは当時の契約の話で、今後また貸す契約が挙がってくるかと思われまます。以上です。

○議長

はい。事務局から終わりましたけれども体調不良で廃業されるということでまた元の農地に戻すというようなことでございます。

意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

それでは整理番号1・2（受付番号17・18）は関連ですので、一括で

お願いいたします。

○局長

※整理番号1・2の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：■■■■■

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：1,727 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年5月1日～平成35年4月31日（5年間）

・整理番号2

【申請者】借受人：■■■■■

貸渡人：■■■■■

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外2筆 地目：田畑

総面積：6,503 m²（田：1,038 m²/畑：5,465 m²）

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年5月1日～平成35年4月30日（5年間）

○議長

はい。事務局から終わりました。じゃ、担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

この■■■■さん。■■ですけども、この前の認定農業者と新規就農者の会議がございましてその中に申請が挙がったのが■■■■さんの案件でございました。その中でいろいろと審議もあつたんですけども、最終的には一応認定されましたので私も気になってるところでございしますが、しながらですね。進めていきたいと思っていますので、どうか一つよろしくお願いいたします。

○議長

はい。担当委員から終わりましたけれども、事務局、補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

ただいま8番委員が言われたとおりなんですけど、平成30年3月1日に青年等就農計画認定申請書を出されております。露地野菜と書いてありますが千切り大根とキャベツをされるということですね。考えていらっしゃるようです。トラクター等もですね。持っているということで、すでに農業をされているというような状態になります。ご審議お願いします。

○議長

担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、これはあの、下のほう、■■さんのほうは使用貸借とありますけども、認定新規就農の会議の中で産業振興課に聞いたんですけども親戚関係というようなことで使用貸借というようなことになっておるようです。

意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

それでは整理番号3・4(受付番号19・20)は中間管理権の設定になっておりますのでこれも一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号3・4の議案書を局長が朗読。

・整理番号3

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社(宮崎市)

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：1,529 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年6月1日～平成40年5月31日(10年間)

・整理番号4

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社(宮崎市)

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：5,164 m²

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成30年6月1日～平成40年5月31日(10年間)

○議長

はい。整理番号の3・4番につきまして事務局から終わりましたけどもそれぞれ担当委員の皆さんは現場を見られておるということで進めて行きたいと思いますが、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

では、3・4番に関しまして同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定いたします。
それではあっせんの申出が挙がっております。じゃ、事務局お願いいたします。

○局長

※あっせん1の申出書を局長が朗読。

【申請者】出し手：■■■■■

受け手：■■■■■

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番 外1筆 地目：田

総面積：3,697 m²

【移動区分】売買

○議長

これは15番委員と7番委員ですかね。

○事務局

順番委員は同日にすれば変わらないので6番委員。

○議長

6番ですか。

○事務局

はい。

○6番委員

同じ日にすつと。

○事務局

同日にした時にですね。3件あった時の順番委員の方に3件分今までお願いしました。

○議長

6、9番。

○4番委員

あっせん委員は。6番と。

○6番委員

9番。同じと。博さんと俺やろ。

○議長

もう1件。

○局長

※あっせん2の申出書を局長が朗読。

【申請者】出し手：■■■■■

受け手：■■■■■

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：田 面積：245 m²

【移動区分】売買

○議長

これも6・9でいいです。

○事務局

■■■■は会長。

- 議長 それ1番入って順番は。
- 事務局 6番で。
- 議長 なら6・1ですね。
- 2番委員 ■■のほうはいいんですね。じゃ。は、6番委員が当番委員ですけどこれ担当委員は傳三委員、15番ですね。上は10。
- 議長 ん。
- 2番委員 どうなるんですか。さっき6、9されたけど。
- 6番委員 6・9言うたよ。
- 議長 うん。
- 7番委員 6・9でいかったってしよ。
- 2番委員 9でいいですか。
- 4番委員 ■■は■■になっちょっちゃけど。地区はな。田んぼはな。
- 2番委員 受け手。受け手じゃないですか。
- 7番委員 受け手じゃわ。
- 4番委員 受け手の人じゃろ。受け手の担当は。■■じゃわ。
- 7番委員 15番。
- 6番委員 なら、6と15やね。
- 4番委員 6と15よ。
- 2番委員 ですよ。だから当番委員だけが変わらないってことですよ。
- 議長 いいですか。
- (はい。)

農地利用配分計画の認可について、報告事項ですので事務局お願いいたします。

- | | |
|--------|---|
| ○局長 | (内容省略) |
| ○議長 | それでは農地パトロール(3班)の報告をお願いします。 |
| ○13番委員 | (内容省略) |
| ○議長 | これで本日の議案の審議並びに報告事項等すべて終了しました。 |
| ○局長 | ご起立ください。
以上をもちまして第4回定例農業委員会総会を閉会いたします。
一同礼。 |